

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―四―三〇

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第六 使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一〇四十三（略）	別表第六 使用制限のある設備等（第三十一条関係） 一〇四十三（同上）

四十四 墜落制止用器具

四十五～五十一 (略)

備考 (略)

四十四 安全帯(人事院の定めるものに限る。

一

四十五～五十一 (同上)

備考 (同上)

附 則

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。